破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２５号
愛知県一宮市平島１丁目16番２―807号　県営平島住宅
債務者　**赫**島　文子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５６号
群馬県館林市瀬戸谷町2180番地の14
債務者　髙松壽美江
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６０号
群馬県館林市成島町943番地の５
債務者　畠山　香織
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２７号
三重県志摩市磯部町穴川173番地３
債務者　西岡　原子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
盛岡市南大通２丁目10番８―103号
債務者　田村　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１３５号
盛岡市川目町３番６号　吉田アパートＢ―３号、旧住所岩手県紫波郡紫波町桜町２丁目１番地７
債務者　佐々木裕美
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１４６号
盛岡市中央通１丁目12番１号
債務者　青山まゆみ
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２３２号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢836番地の４、前住所山形県米沢市中田町2004番地
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４３号
山形県東置賜郡高畠町大字下和田931番地の１
債務者　加藤　正昭（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４５号
山形県南陽市長岡709番地
債務者　伊藤　伸恵
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４７号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢525番地の５県営糖野目アパート116
債務者　竹俣　直子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第４６９号
千葉県印西市内野１丁目11番地８棟201号
債務者　瀬戸　秀二
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４７０号
千葉県印西市内野１丁目11番８棟201号
債務者　瀬戸　正和
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７号
千葉県印西市内野２丁目６番地33棟402号
債務者　水町　　毅
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８号
千葉県印旛郡本埜村滝野３丁目７番１号棟306
債務者　杉　　茂樹
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２号
千葉県印西市木下東４丁目11番地17
債務者　加藤　清美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５号
千葉県成田市並木町216番地７
債務者　松下　恵美（旧姓華岡）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４６号
千葉県佐倉市白銀４丁目２番地４
債務者　小川亜由美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで　千葉地方裁判所佐倉支部